

厚生労働省発薬食 0212 第 93 号  
平成 27 年 2 月 12 日

薬事・食品衛生審議会会長  
橋田 充 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

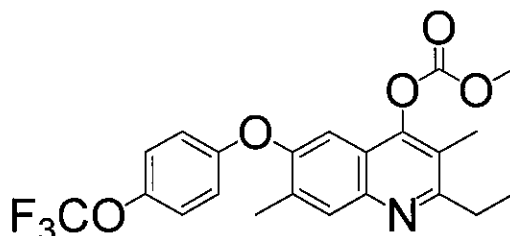
## 諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

### 記

2-エチル-3, 7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート及びこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物の指定について

2-エチル-3,7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート及びこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物の指定について



$C_{22}H_{20}F_3NO_5$   
CAS No. : 875775-74-9

**名称** (英語名) 2-ethyl-3,7-dimethyl-6-[4-(trifluoromethoxy)phenoxy]-4-quinolyl methyl carbonate  
(日本名) 2-エチル-3,7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート

#### 経緯

上記化学物質は、現在、日本で農薬登録されていない物質であることから、今般、事業者より、農薬登録申請に基づき、原体及び製剤の毒性データが提出されたため、毒物又は劇物の指定を検討するものである。

#### 用途

農薬 (殺虫剤)

#### 物理的・化学的性質

別添1を参照

#### 毒性

別添2を参照

#### 事務局案

2-エチル-3,7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート及びこれを含有する製剤については、「劇物」に指定することが適当である。

【別添1】

物理的・化学的性質（原体）

項目	
名称	(英語名) 2-ethyl-3,7-dimethyl-6-[4-(trifluoromethoxy)phenoxy]-4-quinolyl methyl carbonate (日本名) 2-エチル-3,7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート
CAS 番号	875775-74-9
化学式	C <sub>22</sub> H <sub>20</sub> F <sub>3</sub> NO <sub>5</sub>
分子量	435.39
物理化学的性状	
外観	綿状粉末
沸点	248.1°C (2.23 kPa)、271~500°Cまでに分解 (100.1~101.4 kPa)
融点	116.6~118.3°C
密度	0.3042 g/cm <sup>3</sup> (21°C)
蒸気圧	9.04×10 <sup>-9</sup> Pa (25°C)
溶解性	水：12.03 µg/L (20°C, pH7.51~8.95) ジクロロメタン：>500 g/L (20°C) アセトン：373 g/L (20°C) 酢酸エチル：297 g/L (20°C) トルエン：283 g/L (20°C) メタノール：33.7 g/L (20°C) n-ヘキサン：11.1 g/L (20°C)
引火性及び発火性	—
安定性・反応性	安定性：200°C以下で安定 反応性：発熱開始温度 (Ti)；238.3°C 同 上 (Tp)；279.2°C 発熱量；76.4 J/g

【別添2】

毒性（原体）

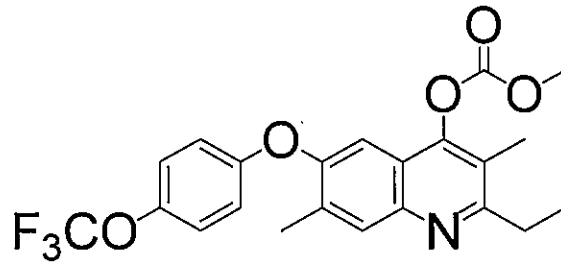
試験の種類	供試動物	試験結果	備考
急性経口毒性	ラット	$LD_{50} : 50 < LD_{50} \leq 300 \text{ mg/kg}$	OECD423 GLP 準拠
急性経皮毒性	ラット	$LD_{50} : 933.03 \text{ mg/kg}$	OECD402 GLP 準拠
急性吸入毒性 (ダスト)	ラット	$LC_{50} : \text{♂ } 0.67 \text{ mg/L/4hr}$ $\text{♀ } 0.93 \text{ mg/L/4hr}$	OECD403 GLP 準拠
刺激性	ウサギ	皮膚腐食性：－	OECD404 GLP 準拠
		眼刺激性：－	OECD405 GLP 準拠

毒性（10%製剤）

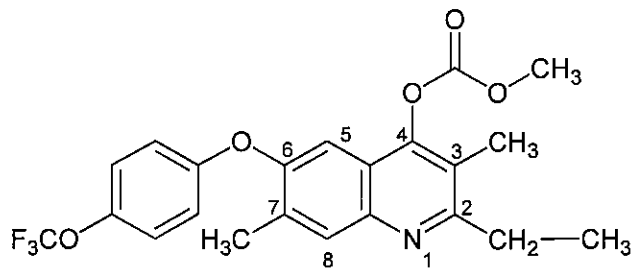
試験の種類	供試動物	試験結果	備考
急性経口毒性	ラット	$LD_{50} : 300 < LD_{50} \leq 2000 \text{ mg/kg}$	OECD423 GLP 準拠
急性経皮毒性	ラット	$LD_{50} : > 2000 \text{ mg/kg}$	OECD402 GLP 準拠
急性吸入毒性	ラット	$LC_{50} : \text{データなし。}$	－
刺激性	ウサギ	皮膚腐食性：－	OECD404 GLP 準拠
		眼刺激性：極軽度	OECD405 GLP 準拠

## 【命名根拠資料】

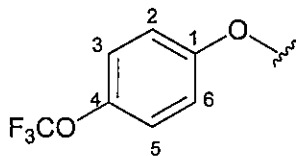
2-エチル-3,7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリルメチル碳酸ナート



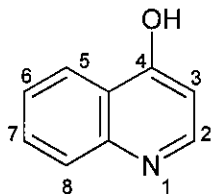
2-ethyl-3,7-dimethyl-6-[4-(trifluoromethoxy)phenoxy]-4-quinolyl methyl carbonate



### 1. 環式部分構造の位置番号



・フェノキシ基をなすOが結合している炭素原子の位置を1とし、上記のように位置番号をふる。よって上記の置換基は4-(trifluoromethoxy)phenoxyと標記する。



・キノリン環については、窒素原子を1位として、IUPACの指針に従い上記のように位置番号を設定した。

- 2, 主鎖 本化合物は carbonate (炭酸エステル化合物) であり、本化合物の主鎖は、結合の位置番号を付記して、4-quinolyl methyl carbonate と標記する。
- 3, 置換基 本化合物は、methyl、ethyl、phenoxy を有している。methyl は、2つ置換を有していることから、それぞれの置換位置を付記して、3,7-dimethyl と標記する。ethyl は、置換位置を付記して 2-ethyl と標記する。phenoxy は置換基を 1. に従って標記し、さらに置換位置を付記して 6-[4-(trifluoromethoxy)phenoxy] と標記する。置換基の標記の順は、IUPAC に従いアルファベット順とする。
4. 2. の主鎖に 3. の置換基を付記し、  
2-ethyl-3,7-dimethyl-6-[4-(trifluoromethoxy)phenoxy]-4-quinolyl methyl carbonate と標記する。
5. これを日本語に訳すと、  
2-エチル-3, 7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]  
-4-キノリル=メチル=カルボナート  
と標記する。  
本化合物は多くの置換基を有しており、主鎖に関する誤認が生じないように、2か所につなぎ符号=を挿入した。